

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
事業名	地籍調査事業		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市右京区花園良北町他 地内		
路線名又は河川名等 委託業務名	花園 2 地区 令和 8 年度花園 2 地区地籍調査業務委託（F、G 工程（2 項委託））		
履行期間	契約日の翌日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで		
事業課（所）名	行財政局管財契約部資産管理課	単価使用年月	令和 年 月
業務番号	2	歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出	無	単 価 地 区	

委 託 概 要

地籍調査箇所				k m ²	0.02
打合せ協議	業務	1	電子成果品作成費	業務	1
細部図根測量（FⅠ工程）	業務	1			
一筆地測量（FⅡ-1工程）	業務	1			
原図作成等（FⅡ-2工程）	業務	1			
地積測定（G工程）	業務	1			

委 託 理 由

本件は、花園２地区の範囲について、国土調査法第２条第５項に規定する地籍調査事業を実施するものであり、同法第１０条第２項により、細部図根測量（FⅠ工程）、一筆地測量（FⅡ-１工程）、原図作成等（FⅡ-２工程）及び地積測定（G工程）を委託するものである。

		設計額		請負額	
		金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
委 託 費		前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	
内 訳	委 託 価 格	前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	
	消 費 税 相 当 額	前回 円	円	前回 円	円
		今回 円		今回 円	

京 都 市 行 財 政 局

業務委託料内訳書

業務名	令和 8 年度花園 2 地区地籍調査業務委託（F、G 工程（2 項委託））				業 種 項 目	測量・調査業務	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地籍調査費		式	1				
直接経費等		式	1				
委託調査作業		式	1				直接測量費
打合せ協議	着手（1 回）・中間（1 回）・最終（1 回）	業務	1				内 1 号
細部図根測量（FⅠ工程）		業務	1				内 2 号 標識及び現場立会含む
一筆地測量（FⅡ-1工程）		業務	1				内 3 号
原図作成等（FⅡ-2工程）		業務	1				内 4 号
地積測定（G工程）		業務	1				内 5 号
電子成果品作成費		業務	1				内 6 号
諸経費		式	1				
成果検定費		式	1				内 7 号 直接測量費
業務委託価格		式	1				
消費税相当額		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	令和8年度花園2地区地籍調査業務委託（F、G工程（2項委託））				業 種 項 目	測量・調査業務	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
業務委託費		式	1				

一次内訳書

内 1 号	打合せ協議 (着手、中間、最終)				業 種 項 目	単価使用年月	令和 年 月	
						歩掛摘要年月	令和 年 月	
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ協議		着手・中間・最終		業務	1			
合計								

一次内訳書

内 2 号	細部図根測量（F I 工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
細部図根測量（F I 工程）				業務	1				
変化率計算		連乗計×工程実施面積		変化率	0.05				
傾斜度 α		1.00							
視通 β		2.00							
筆の広狭 γ		0.29							
筆の形状 δ		1.00							
精度 ε		1.20							
連乗計		0.696							
工程実施面積 k m ²		0.05							
合計									

一次内訳書

内3号	一筆地測量（FⅡ-1工程）				業 種 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
一筆地測量（FⅡ-1工程）				業務	1				
変化率計算		連乗計×工程実施面積		変化率	0.05				
傾斜度 α		1.00							
視通 β		2.00							
筆の広狭 γ		0.29							
筆の形状 σ		1.00							
精度 ε		1.20							
連乗計		0.696							
工程実施面積 k m ²		0.05							
合計									

一次内訳書

内4号	原図作成等（FⅡ-2工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
原図作成等（FⅡ-2工程）				業務	1				
変化率計算		連乗計×工程実施面積		変化率	0.02				
筆の広狭 γ		1.00							
連乗計		1.00							
工程実施面積 k m ²		0.02							
合計									

一次内訳書

内 5 号	地積測定（G工程）				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
地積測定（G工程）		（着手、最終）		業務	1				
変化率計算		連乗計×工程実施面積		変化率	0.02				
傾斜度 α									
視通 β									
筆の広狭 γ		0.29							
筆の形状 σ									
精度 ε									
連乗計		0.29							
工程実施面積 k m ²		0.05							
合計									

一次内訳書

内 6 号	電子成果品作成費				業 種 項 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
電子成果品作成費				業務	1				
合計							0		

一次内訳書

内7号	成果検定費				業 種 目	単価使用年月	令和	年	月
						歩掛摘要年月	令和	年	月
項目・工種・種別・細別		規格		単位	数量	単価	金額		摘要
成果検定費									
細部図根測量（FⅠ工程）		成果検定費		業務	1				
一筆地測量（FⅡ-1工程）		成果検定費		業務	1				
合計									

地 籍 調 査 特 記 仕 様 書
(細部図根測量、一筆地測量、地積測定)

京 都 市

委託業務名： 令和８年度花園２地区地籍調査業務委託（F、G工程（２項委託））
履行場所： 京都市右京区花園艮北町他 地内
履行期間： 契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

第１章 総則

（目的）

第１条 国土調査法第２条第５項に規定する地籍調査事業について、平成２７年度実施の「京都府京都市右京区花園学区における都市部官民境界基本調査業務」の成果を踏まえて、令和８年度一筆地調査（E工程）及び復元測量（FR工程）と並行して細部図根測量（FI工程）、一筆地測量（FII工程）及び地積測定（G工程）の工程を実施するものであり、同法第１０条第２項に基づいて業務を委託する。

（法令等の適用）

第２条 この仕様書に定めのない事項については、次の法令及び規定等を準用するほか、本市職員（以下「監督員」という。）の指示に従い実施するものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 地籍調査作業規程準則（令和６年６月２８日改正）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（以下、「運用基準」という。）（令和６年６月２８日改正）
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（令和３年３月３１日改正）
- (6) ２項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（令和６年６月２８日改正）
- (7) 京都市契約事務規則
- (8) 京都市個人情報保護条例
- (9) その他関係法令及び通達

（資格者及び統括責任者などの配置）

第３条 受注者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたって測量法第４９条の規定に基づく登録を受けた測量士を１名以上配置すること。なお、本業務に従事する測量士の登録名簿を契約後速やかに京都市（以下「甲」という。）へ提出し、その承認を得るものとする。

乙は、配置された測量士のうち１名を本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）として直接かつ常時、本業務に従事させること。統括責任者は、業務の履行にあたって責任をもって業務の管理及び統括を行うものであり、受注者を代表して甲の指示を受け、また甲との協議を行う。

- 2 乙は、以下の者を少なくとも1名、常時、本業務に従事させることとする。
国または関係法人の主催する地籍調査に関する研修会等を受講した者
- 3 乙は、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員、地籍工程管理士等の資格を有する者を本業務に従事させること。

(計画)

第4条 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 工程管理表
- (3) 現場組織表
- (4) 使用機器（測量機器検定証明書も添付する。）
- (5) 実施方法（各工程の作業フロー、作業内容、留意事項）
- (6) 工程管理（実施方法について）
- (7) 写真管理
- (8) 連絡体制及び対応（平時）
- (9) 連絡体制及び対応（緊急時）
(事故発生時における関係機関等への連絡方法、救急病院等)
- (10) 交通管理
- (11) データの運用、整理及び管理方法

(守秘義務)

- 第5条 乙は、作業の実施にあたり、知りえた業務上の秘密を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- 2 業務上収集した情報を許可なく複写、加工し、庁外に持ち出してはならない。
 - 3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、法律及び本市の条例等に則り、業務に関する個人情報を取り扱うときは、個人の権利、利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 本条は、業務完了後も適用する。

(身分証明書及び土地立入)

第6条 身分証明書及び土地の立入については、次のとおりとする。

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、請求があればこれを提示すること。
- (2) 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、やむを得ない場合を除き、あらかじめ当該土地所有者または占有者にその旨を通知すること。
- (3) 乙は、作業に際して常に安全に留意し、公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- (4) 乙は、業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返納すること。

(準備)

第7条 本業務にあたり、現地において伐開及び私設、公設物等の一時移動の必要が生じた場合は、必ず関係者の了解を得た後に行うものとする。

(安全対策)

第8条 本業務作業期間中、路上での作業については、道路交通法第77条第1項に基づき、管轄する警察署長の許可を受け、安全施設等を設置し、安全対策を十分に行うこと。

(補償)

第9条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(紛争の回避)

第10条 乙は、本業務にあたって、次の各号に掲げることに十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 本業務従事中は言動には常に十分注意し、不必要な摩擦や紛争を起さないこと。
- (2) 本業務従事中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、速やかに甲に報告すること。

(地籍調査事務支援システム)

第11条 乙は、地籍調査の事務支援のため、地籍調査事務支援システムを導入すること（リース契約による導入でもよい）。

(成果品)

第12条 納入すべき成果品は、原則として別表1のとおりする。成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における記録・成果の記載例（平成29年11月）」によるものとする。なお、FⅠ工程及びFⅡ工程の成果品については、国土地理院に登録された第三者機関の検定を受け、合格した後に提出するものとする。

2 本業務は電子納品対象業務とする。

- (1) 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「地籍調査成果電子納品要領(平成29年4月)国土交通省 土地・建設産業局」に基づき作成された電子データをいう。なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ作成するものとする。
- (2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書1部、図面1部〕を納品する。
- (3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

3 成果品はすべて甲の所有とし、甲の承諾を受けないで公表や他への貸与等をしてはならない。

4 成果品の納入場所は、次のとおりとする。

京都市 行財政局 管財契約部 資産管理課

(所有権など)

第13条 本委託に関する成果品の所有権及び使用权は甲に帰属するものとする。

(点検等)

第14条 点検、検査については、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」によるものとする。

(かし担保)

第15条 乙は、本業務の成果品を引き渡した後においても、国土調査法第19条第2項による国土調査の成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致、その他明らかに乙の瑕疵と判断される事項については、正当な成果品と認められるまで、乙の責任において訂正等を実施しなければならない。

(工程管理、検査等)

第16条 受託監督者は作業の進捗状況を確実に把握して、工程管理表に従い作業を進行させるとともに、各工程小分類の作業の終了後「地籍調査事業工程管理及び検査規程」の「工程管理及び検査の要目一覧表」に規定する点検を行うこと。また、受託検査者は各工程大分類の作業の終了後、同規程の「工程管理及び検査の要目一覧表」に規定する検査（受託法人検査）を実施すること。

2 本調査は、京都市定期監査、京都府検査及び会計検査院検査を経て完結するため、乙は各検査に協力するものとする。

3 修正箇所が判明した場合は、乙は速やかに甲に報告するとともに修正を行わなければならない。

(疑義の解決)

第17条 本業務において疑義が生じた場合、または設計書及び特記仕様書に明記されていない事項が生じた場合は、甲乙協議の上、その決定事項に従い業務を遂行するものとする。

(その他)

第18条 本業務の契約後15日（休日等を除く。）以内にその業務内容を測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS：テクリス）に登録し、業務カルテを提出すること。

第2章 業務概要及び作業工程

（業務概要）

第19条 業務委託概要は次のとおりとする。

- (1) 調査地域 京都市右京区花園良北町他 地内
- (2) 調査面積 約0.02km²
- (3) 縮 尺 250分の1
- (4) 傾 斜 度 平坦地
- (5) 筆の広狭 一筆平均面積＝193m²
- (6) 筆の形状 不整形地

（打合せ等）

第20条 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の計3回行うものとする。ただし、中間打合せは、現地立会作業開始前に行うものとする。

2 業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち会うものとする。

（作業工程）

第21条 作業の工程については、次のとおりとする。

- (1) FⅠ工程（細部図根測量）
工程管理・検査、計画、選点、設置、観測、計算、点検
- (2) FⅡ－1工程（一筆地測量）
工程管理・検査、計画、観測、計算・整理、筆界点成果簿作成
- (3) FⅡ－2工程（原図作成等）
工程管理・検査、計画、原図作成、筆界点番号図作成、地籍図一覧図作成
- (4) G工程（地積測定）
工程管理・検査、準備、計算、整理
- (5) 成果検定（FⅠ工程及びFⅡ－1工程）

第3章 細部図根測量（FⅠ工程）

（細部図根測量）

第22条 細部図根測量は、地上測量による方式（地上法）によって行うものとする。

- 2 細部図根測量は、座標計算により細部図根点の位置を求める方式によって行うものとする。
- 3 細部図根測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法によることができる。
- 4 細部図根測量は、平成27年度京都府京都市右京区花園学区他における都市部官民境界基本調査業務により設置した地籍図根多角点を基礎として行うものとする。

- 5 細部図根点は、後続の測量を行うのに最も適しており、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。また、状況に応じて一筆地調査の現地立会時に選定するものとする。
- 6 観測及び測定方法、計算の単位及び計算値の制限は運用基準等によるものとする。
- 7 細部図根点の路線名及び測点名は「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成29年11月）」によることとする。独自の路線名及び測点名を設ける場合は打合せ記録簿により甲に報告し成果検定までに承認を得ること。

（細部図根測量の規程違反リスト等作成）

第23条 細部図根測量においては、配点や測量方法を精査し地籍調査作業規程準則（令和6年6月28日改正）及び地籍調査作業規程準則運用基準（令和6年6月28日改正）を遵守しなければならない。なお、規程違反に対応する測量方法を事前に協議を行い、現場条件によりやむを得ず規定違反になる場合は問題となる点をまとめた表、箇所図及び理由書を作成し、打合せ記録簿により甲に報告し成果検定までに承認を得ること。また、府及び国からの回答に要する期間を十分考慮のうえ工程管理を行うこと。

第4章 一筆地測量（FⅡ－1工程）

（一筆地測量）

第24条 一筆地測量は、地上測量による方式（地上法）によって行うものとする。

- 2 一筆地測量は、座標計算により境界（筆界）点の位置を求める方式によって行うものとする。
- 3 一筆地測量は、放射法、多角測量法、割込法、距離法または交点計算法によるものとする。交点計算法について、細部図根点から放射法により交点計算の基となる点を直接測量し、この点から交点計算法（座標計算）により筆界点を求めた場合、この筆界点は有効とする。交点計算法以外の計算方法で筆界点を求める場合はあらかじめ協議を行い、承認を得ること。
- 4 一筆地測量は、平成27年度京都府京都市右京区花園学区他における都市部官民境界基本調査業務成果品により設置した、地籍図根多角点及び本業務で設置する細部図根点を基礎として行うものとする。
- 5 観測及び測定方法、計算の単位及び計算値の制限は運用基準等によるものとする。
- 6 先行筆界点のプレート及び鋸並びにポイントに滅失、損失等が生じていないか確認すること。
- 7 認定道路内の土地同士の筆界点及び町界にある筆界点について必要に応じて測量を実施すること。
- 8 先行筆界点を結んだ線と一筆地測量により測量した境界線の交点（道路と民有地2者との3者交点）についても測量を実施すること。

- 9 筆界未定の影響範囲を小さくするために、認定道路内に筆界を追加し新設されることとなる筆界点の測量も実施すること。
- 10 乙は別業務（令和7年度花園1地区地籍調査業務委託（E、FR工程（2項委託）））で行う現地立会に同行する等により測量業務について把握し、筆界点の確認を行うものとする。

（一筆地測量の規程違反リスト等作成）

第25条 一筆地測量においては、配点や測量方法を精査し地籍調査作業規程準則（令和6年6月28日改正）及び地籍調査作業規程準則運用基準（令和6年6月28日改正）を遵守しなければならない。なお、規程違反に対応する測量方法を事前に協議を行い、現場条件によりやむを得ず規定違反になる場合は問題となる点をまとめた表、箇所図及び理由書を作成し、打合せ記録簿により甲に報告し成果検定までに承認を得ること。また、修正作業に要する期間を十分考慮のうえ工程管理を行うこと。

第5章 原図作成等（FⅡ－2工程）

（原図の作成）

第26条 原図の作成については、次のとおりとする。

- （1）一筆地測量終了後、電子計算機により各筆界点の座標値を求めた結果に基づき、精密自動図化機によって、原図の仮作図を行い、監督員と協議を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、原図を作成するものとする。
- （2）原図は次に掲げる事項を表示して作成する。
- ア 名称
 - イ 筆界点番号
 - ウ 縮尺及び方位
 - エ 地番
 - オ 隣接する区域に係る登記所地図の名称または原図の番号
 - カ 作成年月日及び作成者氏名
 - キ 境界確認未了箇所
- （3）乙は、前号の作業を終えたときは、筆界点成果簿及び地籍図一覧図、筆界点番号図を作成するものとする。

（筆界点番号の作成）

第27条 筆界点番号の作成については、次のとおりとする。

- （1）筆界点番号の構成は、「街区番号」＋「－（ハイフン）」＋「標識記号」＋「番号」とする。
- （2）番号が重複しないように、乙は、監督員の指示により番号を決定すること。

第6章 地積測定（G工程）

（測定）

第28条 測定については、次のとおりとする。

一筆地測量によって得られた筆界点の座標値を用いて、現地座標法により各筆の面積を求めるものとする。

（地積測定成果簿の作成）

第29条 地積測定成果簿の作成は、次のとおりとする。

- （1）面積は平方メートル単位とし、1平方メートルの1，000分の1未満の端数を四捨五入して表示するものとする。
- （2）面積計算簿は、関係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示すること。

第7章 その他

（前払金）

第30条 本業務は前金払を行わない。

（貸与資料）

第31条 本業務を実施するうえで必要な書類及び資料等は、甲より業務の責任者が貸与を受けるものとする。

2 甲が貸与する資料は、次のとおりとする。

- （1）平成27年度京都府京都市右京区花園学区他における都市部官民境界基本調査業務成果品

- （2）甲が保管する資料等

3 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

4 貸与された書類及び資料等や第3項の複製品については、重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故が無いように管理を行い、業務完了時に返却を行うものとする。

（データ管理）

第32条 地籍調査事務支援システム等のソフトを利用し、作業に必要なデータの運用、整理及び管理をすること。

成 果 品 一 覧

1 細部図根測量（FⅠ工程）

- （1） 細部図根点選点図
- （2） 細部図根測量平均図
- （3） 細部図根測量観測図
- （4） 観測記録簿
- （5） 観測手簿
- （6） 観測記簿
- （7） 距離補正計算書
- （8） 高度角補正計算
- （9） 点検計算簿
- （10） 点検計算路線図
- （11） 座標計算書
- （12） 網平均計算簿
- （13） 点検測量簿
- （14） 精度管理表
- （15） 与点の点検簿
- （16） 精度管理表附図
- （17） 細部図根点成果簿
- （18） 細部図根点網図
- （19） 細部図根点配置図
- （20） 細部図根点写真（遠景、近景）

2 一筆地測量（FⅡ工程）

- （1） 観測記録簿
- （2） 観測手簿
- （3） 観測記簿
- （4） 距離補正計算書
- （5） 点検計算簿
- （6） 座標計算書
- （7） 精度管理表
- （8） 与点の点検簿
- （9） 筆界点成果簿
- （10） 筆界点番号図

- (1 1) 原図（地籍図）
- (1 2) 地籍図一覧図
- (1 3) 交点計算根拠資料（計算過程、計算書等）
- (1 4) 筆界点写真（遠景、近景）

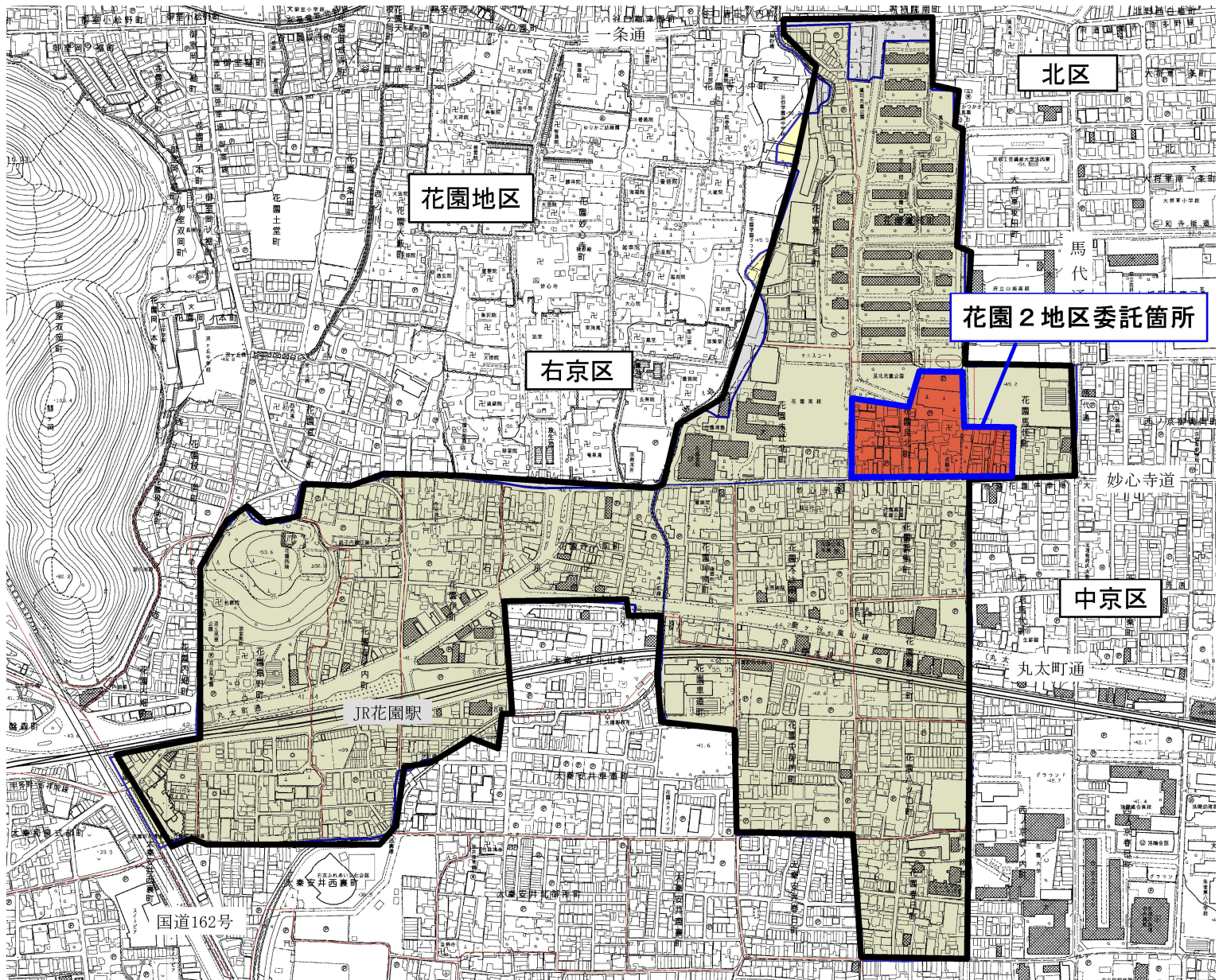
3 地積測定（G工程）

- (1) 地積測定観測計算簿
- (2) 精度管理表（全体集計）
- (3) 地目別集計表
- (4) 地積測定成果簿

4 その他

- (1) 電話等応対メモ
- (2) 工程管理及び受託法人検査の記録
- (3) 検定証明書及び検定記録書（第三者機関による成果検定）
- (4) 検査成績表
- (5) その他、監督員の指示するもの

位置図



地籍調査事業範囲 (0.48km²)



花園2地区委託箇所 (0.02km²)